

介護職員等特定処遇改善について

職場環境等要件について

【入職促進に向けた取り組み】

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

特定処遇改善加算

当法人においては10年以上勤務の常勤正職員介護福祉士のみを対象とし、10年未満の介護福祉士及び無資格の介護職員及びそれ以外の職種は対象としておりません。

※10年以上の考え方

⇒当法人単独で10年以上はもちろんであるが、他法人(社会福祉法人又は医療法人及びその他法人において職務内容が介護職であること)を含め10年以上も可としております。

※配分方法

⇒特定処遇加算評価表7項目の点数によりA・B・Cに区分
月額12,000～100,000円